

## － 墜落制止用器具の使用が必要な場所 －

**2022.1月より従来の「安全帯」は使用禁止となりました**

「特別教育」を受講したうえで、「墜落制止用器具(以下フルハーネス)」の使用が必要となる場所は、以下の「作業床」の条件を満たしていない箇所となりますが



梁の上



屋根の上

※加えて高所作業車の作業床(垂直昇降式を除く)も墜落制止用器具の使用が必要です



当社ルールとして、上記の場所に加え、高さ2mを超える「足場」の床上での作業は、**原則フルハーネスの使用が必要な場所**とします  
(高さ5m未満の場所に限り、新規格の「胴ベルト型墜落制止用器具」使用可)

ただし、職長が足場の点検を行い

点検の結果、墜落の危険が無い足場と判断できた場合に限り、墜落制止用器具の使用は不要

としますので、フルハーネスを使用せずとも作業のできる作業床の確保を最優先としてください

**点検を行わなければ足場は使用することが出来ません(安衛則第567条)**

**墜落制止用器具についての注意!** ランヤードのショックアブソーバによっては、高さ5m未満での使用を不可としている製品もありますので、使用高さの制限を各自で確認し、墜落に対して有効なフルハーネス及びランヤードを、高さに応じて選び使用するよう配慮をお願いします。

(下記の第一種、第二種はともに高さ5m未満では使用不可)

「墜落制止用器具の規格」に基づく表示		
フルハーネス型 種類	第一種 種別	100kg 使用可能質量
2.3m 最大自由落下距離	4.3m 落下距離	裏に記載 製造年月

「墜落制止用器具の規格」に基づく表示		
フルハーネス型 種類	第二種 種別	100kg 使用可能質量
4.0m 最大自由落下距離	6.0m 落下距離	裏に記載 製造年月

### 新発田建設の安全ルール

§. 床の幅が40cm以上、床材間の隙間が3cm未満、床材と建地との隙間を12cm未満とし高さ85cm以上の位置に丈夫な手摺、35～50cm位置に中棧を備えた足場は作業床として墜落制止用器具の使用は不要ですが、その条件を満たさない足場はすべて墜落制止用器具の使用が義務となりますので、安全な足場の確保と点検がなによりも最優先です。